

患者さん・ご家族の方へ 迷惑行為に対する当院の対応

当院は、院内における安全で円滑な医療の提供及び職員の労働環境確保のため、患者さんやそのご家族による、他の患者さんや職員に対する以下のような迷惑行為（身体的・精神的暴力等）が認められた場合は、診療をお断りするとともに、所轄警察に届け出ることがあります。また、職員の注意・忠告などを受け入れず改善されないときは「強制退院」等の措置を講じることがあります。

記

1. 他の患者さんや職員へのセクシャルハラスメントや暴力行為
2. 大声、暴言または強迫的な言動（誹謗・威嚇・中傷などを含む。）
により他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げる行為
3. 解決しがたい要求を繰り返し行ったり、意図的に職員の指示に従わず、職員の業務を妨げる行為
4. 院内での飲酒や喫煙
5. 入院案内に記載された遵守事項に違反する行為
6. 正当な理由がなく治療費や入院費用を支払わない行為

以上